

平成18年（2006年）紀北町第2回臨時会会議録

第 1 号

平成18年8月8日（火曜日）

招集年月日 平成18年8月8日（火）

招集の場所 紀北町総合庁舎議会議場

開 会 平成18年8月8日（火）

応招議員

1 番	平野倅規	2 番	中村吉之
3 番	東 清剛	4 番	世古勝彦
5 番	濱田耕輝	6 番	井土清二
7 番	平野隆久	8 番	尾上壽一
9 番	山中剛司	10番	橋本雄固
11番	永田安彦	12番	浅川 研
13番	濱田武次	14番	中村健之
15番	川端龍雄	16番	松永征也
18番	近澤チヅル	19番	東 恒雄
20番	東 澄代	21番	中本 衛
22番	垣内 勇	23番	東 寿子
24番	中津畑正量	25番	塩崎悦万
26番	西岡利平	27番	北村博司
28番	野呂健博	29番	岩見雅夫
30番	島本昌幸	31番	谷 節夫

不応招議員

17番 家崎春季

地方自治法第 121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	谷口房夫
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中場 幹
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	長野季樹
住 民 課 長	宮沢清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	広瀬栄紀
建 設 課 長	中原幹夫	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	上村晴彦	教 育 委 員 長	喜多 健
教 育 課 長	奥野昇眞		

職務のため出席者

事務局長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記	総務課長補佐	工門利弘

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第71号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 第5 議案第72号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
- 第6 議案第73号 紀北町地域産物展示販売施設の指定管理者の指定について
- 第7 議案第74号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について
- 第8 議案第75号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について
- 第9 議案第76号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について
- 第10 議案第77号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

会議録署名議員

5番	濱田耕輝	6番	井土清二
----	------	----	------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

議長

おはようございます。

開会に先立ち少し時間をいただきまして、先般7月28日に開催されました三重県町村議会議長の定期総会におきまして、町村議会議員として21年以上在籍の方に対する自治功労者表彰があり、当町議会においても3名の方が表彰を受けられました。本日、ここに表彰状の伝達を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、平野倅規君、世古勝彦君、中本衛君、以上の3名の方は前にお願いたします。

(表 彰 状 の 授 与)

議長

以上で表彰状の伝達を終了いたします。

続きまして、急きよ、町長よりご報告の申出がありましたので、許可することにいたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。議長の許可を得まして報告をさせていただきます。平成18年去る7月31日に埼玉県において痛ましい事故が発生しました。翌日8月1日、各紙がその報道をいたしましたが、本町においても、まず電話で各校へ排水口の閉鎖状況を調査のうえ報告することを求め、小学校11校、中学校3校、全校とも異常のないことを確認いたしました。そのうえ各校長に引き続き水泳指導体制に遺漏のないよう指示を求めました。8月3日開かれた教育委員会でその結果を踏まえ、さらに文部省に求められた安全調査報告の結果を踏まえ、安全を再度確認するとともに、文書で各校に次の指示を伝達し事故防止についての徹底を期しました。1つ、排水口の安全点検及び確認を定期的に十分行うこと。2つ目としましては、監視員をプール全体が見渡せるよう配置するとともに非常時には人命を最優先に的確に対応すること。以上でございます。

議長

以上で報告を終わります。

それでは会議を進めます。

ただいまの出席議員は30名であります。定足数に達しております。

なお、17番 家崎春季議員より欠席との連絡を受けておりますのでご報告いたします。

これより平成18年第2回紀北町議会臨時会を開催いたします。

議事日程等につきましては、お手元に配布のとおりでございますのでご了承ください。

議長

それでは議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

これより本日の会議を開きます。

日程第 1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5 番 濱田耕輝君

6 番 井土清二君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に、日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」 と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日とすることに決定しました。

日程第 3

議長

次に日程第 3 諸般の報告をいたします。

本臨時会の運営につきましては、去る 8 月 4 日に議会運営委員会を開催していただき、協議をしていただきました。まず、本臨時会において受理した案件は、議案第 71 号から議案第 77 号までの 7 件でありますのでご了承ください。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により例月出納検査について、平成 17 年度普通会計の平成 18 年の 4 月・5 月分と平成 17 年度水道事業会計の平成 18 年の 3 月分について。また、平成 18 年度普通会計の 4 月・5 月分と平成 18 年度水道事業会計の 4 月・5 月分について、監査委員より報告を受けております。なお、報告書については、議員図書室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、提出案件説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、町長以下教育委員長並びに関係課長等の出席がございましたので報告いたします。

次に、全員協議会の開催についてでございますが、本日、臨時会終了後、別館の 3 階会議室で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。なお、協議事項につきましては、健康保険法の改正についてと、野々瀬地区における土砂採取の経緯についての 2 件になっております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りします。

日程第 4 議案第 71 号から日程第 10 議案第 77 号までの 7 件について、提案者の提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

それでは、まず提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。本日、平成 18 年第 2 回紀北町議会臨時会を招集させていただきましたところ議員の皆さまには出席を賜り誠にありがとうございます。早速ですが、本議会臨時会に上程

いたしました案件につきまして議案の趣旨説明を申し上げます。

議案第71号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第72号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について

議案第73号 紀北町地域産物展示販売施設の指定管理者の指定について

議案第74号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について

議案第75号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について

議案第76号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について

であります。この6議案につきましては、去る5月25日に開催されました全員協議会や6月定例会の際にご説明いたしましたように、平成15年9月2日に施行されました地方自治法の一部改正により3年以内の本年9月1日までに従来の指定管理者から直営もしくは指定管理者制度に切り替えることとされましたことを受け検討を重ねました結果、これらの6施設を指定管理者制度に移行いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第77号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

であります。十須簡易水道の水の濁りのことにつきましては、5月25日の全員協議会でもご報告させていただきましたように、本年の1月から同水源井戸が度々濁っており、町職員と災害復旧関係者で給水車による配水池への補給を続けているところであり、抜本的な解決を図るため新たな水源井戸を調査いたしました。適所がございませんでしたので、早期に現在の水源井戸にろ過装置を設置して対応いたしたく、つきましては資本的収入で7,950万円増額し、総額で1億6,805万2,000円に、資本的支出では8,200万円を増額し、総額で3億3,212万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、7議案につきまして、提案の趣旨説明を申し上げますが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。何とぞ慎重審議のうえご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長

続いて、担当課長より各議案の内容の説明を求めます。

最初に塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

おはようございます。議案第71号についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。議案第71号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、紀北町デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。記、1 施設の名称 紀北町デイサービスセ

ンター、2 指定管理者 所在地 紀北町紀伊長島区東長島209番地9、名称 社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会、代表者 会長 岡野昇、3 指定の期間 平成18年9月1日から平成22年3月31日まで、平成18年8月8日提出、紀北町長 奥山始郎、提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要であるためであります。なお、紀北町デイサービスセンターにつきましては、6月議会定例会におきまして条例改正のご審議、ご承認をいただいたところでありますが、今回、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条により、社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。指定の期間につきましては、法令上特段の定めはなく、数年から数十年まで考えられますが、今回、初めて制度を導入することもあり、3年7ヵ月とさせていただきました。現状の管理状況としましても、社会福祉協議会に管理を委託しているところであります。

続きまして、議案第72号についてご説明申し上げます。2ページをお願いします。議案第72号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について、紀北町在宅介護支援センターの指定管理者を次のとおり指定する。記、1 施設の名称 紀北町在宅介護支援センター、2 指定管理者 所在地 紀北町紀伊長島区東長島209番地9、名称 社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会、代表者 会長 岡野昇、3 指定の期間 平成18年9月1日から平成22年3月31日まで、平成18年8月8日提出、紀北町長 奥山始郎、提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要であるためであります。なお、在宅介護支援センターにおきましてもデイサービスセンターと同じように社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会を指定管理者として指定するものであります。指定の期間につきましても同様に3年7ヵ月とさせていただきました。以上であります。よろしく申し上げます。

議長

続きまして、広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

おはようございます。議案第73号についてご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。議案第73号 紀北町地域産物展示販売施設の指定管理者の指定について、紀北町地域産物展示販売施設の指定管理者を次のとおり指定する。記、1 施設の名称 お魚らんど海山、2 指定管理者 所在地 紀北町海山区船津863番地1、名称 お魚らんど海山グループ、代表者 代表 山本和、3 指定の期間 平成18年9月1日から平成19年3月31日まで、平成18年8月8日提出、紀北町長 奥山始郎、提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。本議案につきましては、6月議

会定例会におきまして条例改正のご審議、ご承認をいただいたところでありますが、今回、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定に基づきまして、お魚らんど海山グループを指定管理者として指定しようとするものであります。指定期間につきましては塩崎課長からご説明がありましたように、法令上特段の定めはございませんが、高速道路の関係で来年3月31日までの期間を考えております。また、指定管理者としては、すでにこれまで当施設の管理運営をされている業者の方でグループ化されましたお魚らんど海山グループを指定したいと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第74号の説明をさせていただきます。議案書の4ページをご覧ください。議案第74号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について、紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者を次のとおり指定する。記、1 施設の名称 紀北町「道の駅」海山交流ホール、2 指定管理者 所在地 紀北町海山区相賀1439番地3、名称 海山物産株式会社、代表者 代表取締役 塩谷龍生、3 指定の期間 平成18年9月1日から平成22年3月31日まで、平成18年8月8日提出、紀北町長 奥山始郎、提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。本議案につきましては、6月議会定例会におきまして条例改正のご審議、ご承認をいただいたところでありますが、今回、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条により海山物産株式会社を指定管理者として指定しようとするものであります。指定期間につきましては、今回初めて制度を導入することもあり、3年7ヵ月とさせていただきます。また、指定管理者としては、すでにこれまで管理運営されている海山物産株式会社を指定したいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、議案第75号の説明をさせていただきます。議案書の5ページをご覧ください。議案第75号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について、紀北町林業総合センターの指定管理者を次のとおり指定する。記、1 施設の名称 紀北町林業総合センター、2 指定管理者 所在地 紀北町海山区便ノ山200番地、名称 森林組合おわせ、代表者 代表理事組合長 植村清、3 指定の期間 平成18年9月1日から平成22年3月31日まで、平成18年8月8日提出、紀北町長 奥山始郎、提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。本議案につきましては、6月議会定例会におきまして条例改正のご審議、ご承認をいただいているところでございますが、今回、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条により森林組合おわせを指定管理者として指定しようとするものであります。指定期間につきましては3年7ヵ月とさせていただきます。

いております。また、指定管理者としてはすでにこれまで管理運営されている森林組合おわせを指定したいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第76号の説明をさせていただきます。議案書の6ページをご覧ください。議案第76号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について、紀北町木材乾燥機場の指定管理者を次のとおり指定する。記、1 施設の名称 紀北町木材乾燥機場、2 指定管理者 所在地 紀北町海山区相賀2097番地2、名称 海山木材協同組合、代表者 代表理事 泉雅夫、3 指定の期間 平成18年9月1日から平成22年3月31日まで、平成18年8月8日提出、紀北町長 奥山始郎、提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。本議案につきましては、6月議会定例会におきまして条例改正のご審議、ご承認をいただいたところでございますが、今回、紀北町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条により海山木材協同組合を指定管理者として指定しようとするものであります。指定期間につきましては3年7ヵ月とさせていただきます。また、指定管理者としてはすでにこれまで管理運営されている海山木材協同組合を指定したいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

次に村島水道課長。

村島成幸水道課長

議案第77号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。議案書の7ページをお願いいたします。議案第77号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）、平成18年度紀北町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。平成18年8月8日提出、紀北町長 奥山始郎、予算書別添でございます。予算書のほうをお開けいただきますようお願いいたします。議案第77号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の1ページをお願いいたします。（総則）第1条 平成18年度紀北町水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。（資本的収入及び支出）第2条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,407万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（以下資料により詳細に説明）

村島成幸水道課長

十須簡易水道急速ろ過機設置工事7,500万円です。これについて、少し理由を述べさせていただきますが、平成18年1月13日、十須地区住民から十須簡易水道区域の水道水が濁っていると紀伊長島支所水道課に連絡がありましたので、同日、現地を調査しましたところ、水道水源地上流部で実施している災害復旧による河川工事の濁りによるものと思われ、翌日の14日から災害復旧工事の担当であります紀北県民局建設部と濁り対策について協議に入りました。工事を一時中止したり現場の濁り水を強制排水するなどの努力をしてみましたが、効果が出ないため、給水車3台による給水池タンクへの直接補給による方法に切替え、現在もその体制を続けております。配水池タンクへの給水は県建設部の災害復旧工事にかかる協力事業者と町職員によるもので2月から現在までちょうど50回を数えております。その間、抜本的対策といたしまして、水源井戸の濁り水を止めるスクリーンの取水盤の設置や新しい取水井戸の調査を実施してみましたが、スクリーンの取水では有効な効果が得られず、また新しい井戸の調査では、井戸の試験掘り1カ所、電気探査による調査を4カ所行いましたが、浅いところに岩盤があり、井戸を掘ることができないことが判明いたしました。ここに配付させていただきます資料1で説明をさせていただきます。資料1ですが、十須簡易水道ろ過機設置工事位置図ということで、ちょうど真ん中に赤く塗ったものが十須簡易水道の水源地及び浄水場であります。右側の茶色の部分ですけれども、県営赤羽川災害復旧工事、此ヶ野工区右岸その24、此ヶ野工区右岸その27というのがですね、昨年の秋以来、本年の6月30日までこの24が実施され、すでに完成をいたしました。その27につきましては、9月29日完成予定ですけれども、現在はもう基礎部分が済んで天端部分の仕上げに入っている状況でございます。これらの工事はですね、旧堤防を撤去して新しい堤防を作ったために、その濁り水が簡易水道の水源地の井戸に入ったものと思われたわけでございます。今後ですね、この青い部分なんです、此ヶ野橋架替工事でございます。平成18年の12月に着工する予定でございます。1年の工期と聞いております。黄緑の部分ですけれども、此ヶ野工区左岸工事ということで、まもなく9月に着工されます。工期が6ヵ月ということでございます。特に此ヶ野橋架替工事につきましては、水源地の井戸と隣接をしております関係上、濁ることが予測されます。期間も1年ということでございますので、この井戸の濁りを止めるためにですね、ろ過機の設置をよろしく願いするものでございます。特にこの水源地のすぐ上のところにですね、試験井戸というのがあります。ここを試験に掘ってみたのですけれども、6mのところまで岩盤に当たってしまった。また、左側ですけれども、電気探査も実施いたしました、これも4mか6mで岩盤に当たってしまい、この辺りで井戸を掘ることができなかったためでございます。そういうことでろ過機を設置とい

うことでさせていただきました。資料の2なんですけれども、十須簡易水道急速ろ過機設置フロー図でろ過機のシステムを説明させていただきます。左側からですね、既設の取水井戸から水を汲み上げます。混和槽というところで右側に少し黄色く塗ったポンプ3台があるわけですが、ここにPAC・アルカリ剤・次亜塩素酸ナトリウム等をですね、この混和槽で水と混ぜて、これを急速ろ過機の中に入れてですね、ろ過は砂でするわけなんですけれども、そのろ過されたものを浄水池でもう一度溜めまして、これを山の中腹にあります配水池まで送水いたします。配水池タンクに送ってそれを各家庭に給水というシステムになります。一応、試験結果等を得て濁度、色度もとれるということが確認できましたものですから、1日でも安心して安全な水を早く給水できるよう、よろしく願いするものでございます。以上です。

議長

以上で各議案の提案理由の説明並びに内容説明を終わります。

これより議案の質疑、討論、採決に入ります。

日程第4

議長

日程第4 議案第71号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を許します。

議長

16番 松永君。

16番 松永征也議員

この紀北町デイサービスセンターのですね、指定管理についてはですね、業務の性格からして適当だとは思いますが、この指定管理者制度のですね大きな目的の一つに管理費用の削減ということがあると思うのですが、協定書におけるですね、管理費用に関する事項はどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

現在の管理状況なんですけれども、今のところですね、委託方式をとっておりまして、その場合も委託料は支払っておりません。この指定管理者制度を導入してもですね、そういった費用は出

てこない予定です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

この指定管理者のですね、情報公開の問題なんですけれども、一般的に指定管理者については情報公開の対象になっていないということがありましてですね、問題になっているところなんです、6月議会でも若干論議されましたが、6月議会以降ですね、今回の指定にいたるまでの間にこの情報公開制度のですね、対象にするかどうかの取り扱いについて検討されておるかどうか。その点どうなっておるかということについてお聞きをしたいと思います。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

情報公開制度についても検討しております。それとですね、もう1つあるのは、個人情報に関することもありますので、それらについても社会福祉協議会のほうでですね、そういった項目も設置しておりますので、協定書とか使用書のなかでそういったことも検討していきたいと思っております。

議長

岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

検討したいと、これから情報公開制度のですね、適用というのですか、そういうものもできるようにしていくということでしょうか。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

おそらく時代の流れの中でですね、そういった情報はですね、情報公開していくのが流れになっておりますので、そういったことは社会福祉協議会と今後詰めていきたいと思っております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

今回、現状の社会福祉協議会を指定したのですけれども、一般質問でもお聞きしたのですが、選定委員会をつくって決めたのか。福祉課独自でどのようなメンバーの中で決定したのかということをお尋ねいたします。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

ご質問にお答えさせていただきます。結論的にはですね、選定委員会は設置せずにはですね、内部の決済でさせていただいております。指定管理者の選定につきましてはですね、少し説明させていただきますと、紀北町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例のですね、第4条で規定されておりまして、町長等は選定する場合のいくつかの基準を総合的に審査して指定管理者の候補者を選定するというようになっておりまして、選定委員会の規定は条例的にはございません。あわせてですね、特に今回上程させていただきました6施設につきましては、指定管理者制度導入のための地方自治法の改正以前から、すでにですね、先ほども担当課長のほうから説明させていただきましたが、実態としてですね、社会福祉協議会等に管理をさせていただいているものでありまして、公募によらずに指定管理者の候補者として選定をさせていただいたということで、内部でですね、審査をそれぞれして決済をいただいて予定者を選定させていただいたというものであります。ただですね、今後、これら施設を含めまして公募でですね、指定管理者を選定することになることも考えられますので、議員ご指摘のように透明性、公平性をですね、高めるためにもですね、今後、選定委員会の設置もできるように関係条例等の整備をしまいたいと、そのように考えております。以上であります。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り採決いたします。

お諮りします。

日程第4 議案第71号 紀北町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5

議長

次に日程第5 議案第72号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。質疑を許します。質疑ございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りします。

日程第5 議案第72号 紀北町在宅介護支援センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6

議長

次に日程第6 議案第73号 紀北町地域産物展示販売施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を許します。

27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

このあとの74号と同様なんですが、グループ化したというだけで、どういった方々で構成されているのか、経営状況等がさっぱりわかりませんし、そのあとの海山物産という株式会社につきましても、資本金がいくらなのか、資本構成がどうなっているのかということが全く我々は承知いたしておりませんので、そういう内容を説明する資料を事前にご提出願いたいと思います。質疑する前に。

議長

課長、資料は提出できますか。

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

あとで提出させていただきます。

議長

あとからどうですかということですが。

27番 北村博司議員

審議する前にですね、株式会社というのはわかりますけれども、資本金はいくらなのか、町がどの程度出資しているのか、大株主がどなたなのか取締役がどなたなのかもわからないわけですよ。ここに何も付属資料がないわけですよ。お魚らんのグループといっても、誰と誰と誰と誰で

構成しているのか、わからないわけですよ。どこのどなたで構成しているのか。だから、当然、この審議に入る前にそういった資料を私は、特に紀伊長島区の議員は全く知らないわけですから、事前に配付されるべきだと思いますが。ここへ。

議長

課長、直ちに配付できますか。

議長

少しここで暫時休憩して、資料の提出を早速取りに行かせます。

取り入れるまで暫時休憩いたします。

(午前 10時 18分)

議長

休憩前に引き続き会議を進めます。

(午前 10時 38分)

議長

ただいま議事運営上、非常に不備があり、私の不注意がありましたことを皆さんに謹んでお詫び申し上げます。

それでは、質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

7番 平野隆久君。

7番 平野隆久議員

7番 平野。この地域産物展示販売施設につきまして、公募をせずにした理由と、また、この団体を指定した理由について説明をお願いします。

議長

産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

まず公募をしなかった理由なんですけども、高速道路の関係で指定期間は来年3月までの7ヵ月であります。新たな業者の参入は設備投資及び準備期間が必要であり、短期間で収益を上げることが困難であると思われたため、現在、許可を与えている業者に引き続き営業をしていただき、

地域振興に寄与していくことが望ましいと考えております。また、現業者の実績は町の公共性を理解し、また、水産業に精通しており適正に運営していると思います。今後につきましても、その趣旨を尊重し円滑に運営できるものと判断して指定いたしました。以上でございます。

議長

平野隆久君。

7番 平野隆久議員

7番。本来ならば、こういう施設につきましても公募をしたと、公募がなかったと、だから、こういうふうに指定したというのが筋のような気がするのですが、今の課長の説明で高速道路の加減があつて1年だと、準備の加減もあつて1年だと収益が出にくいと。公募もないだろうということを想定して任意指定したというふうに理解できたのですが、ただ、この団体は今までずっとやられていたところだと。だから継続を含めてこの団体に任意指定したということなんですけども、基本的にはこの施設に関しては1年という期間が短いということで、ある程度理解できるんですけども、ほかの施設に関しても、今までやってきたから、じゃあ、お願いしようかという安易な考えじゃなくって、もう少し考えていただきたいというふうに考えますので、その点も含んでお願いしたいと思います。以上です。

議長

ほかに。

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

73号について質疑いたします。先ほど、渡されましたこの規約の附則の件ですけど、これは字の間違いじゃないですか。本気役というのは字が間違っているのじゃないですか。その点を指摘しておきます。

私が聞きたいのはお魚らんど海山グループというのは、立ち上げはいつされたのかどうか。もちろん指定管理者制度に指定する場合、こういうグループ、NPO、会社組織、そういうものを作らなければならないというのはよくわかっているのですが、今までこの名前を初めて聞いたのでいつできたのか教えていただきたい。それともう1つは、高速道路関連ですでに高速のいろんな話も出ておる中でですね、このお魚らんどについては、旧海山町時代から町が助成という格好で500万円出していたけれど、そういう部分についても、今後、指定管理者制度に委託、指定した時にはどうなるのか、そういう点を2点お聞きいたします。

議長

広瀬産業振興課長

広瀬栄紀産業振興課長

グループの件なんですけども、今日、ご審議されているわけですけども、これにあわせてグループをつくっていただきました。というのは、単独、個人ではできないということで。日にちはちょっと、はい。7月の21日でしたか。でございます。それから経費のことなんですけども、補助金というよりも、施設及び駐車場、土地代を町として休憩所、トイレそれから事務所というのが発足当時から町の管理部分となっておりました。補助じゃなしにそれを町がお魚らんど内の自分のところの施設を管理費として自分のところで支払っていたということでもあります。今後、もし、指定管理者にしていただければ、建物全部を当然指定管理者の方に経費を負担してもらうことになっておりますのでそういうことをご理解願いたいと思います。

議長

課長、附則のところの字が間違っているのかどうかははっきりしてください。

広瀬栄紀産業振興課長

申し訳ございません。これは間違いです。規約の間違いです。失礼いたしました。

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

それでは1点だけ。町が管理費として土地代、その他トイレ、休憩所そういうところのものを払っていたということなんですけども、これは指定管理者制度になると、それは当然なくなっていくということで課長のほうの答弁あったわけですね。実際にですね、これから今までのお魚らんど経営そのものには町自体はかかわっていないとは思いますが、そういう経費をみていたにもかかわらず、お魚らんど経営状態はどうなのかということは一切タッチしていなかったのですか。どうですか。その点、聞いておきたいと思います。なぜなら、指定管理者になると、当然、利益が出た時には云々ということもありますのでですね、是非、聞かせていただきたいと思いません。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

それは相談しながらやっておりましたし、営業努力もやっていただいております。水害の時は別なんですけども、営業成績は順調に来ておっております。以上でございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

北村博司君。

27番 北村博司議員

27番。ちょっと初歩的なことをお聞きしたいのですが、この第5条に組織の会員名がありますが、業者名3社、これ法人はこの中にはありませんか。皆個人ですか。

それと海山グループの代表になっておられる山本、これは何とお読みするのですかね。和（かずし）さんというのですかね、この方は算入業者の代表者ではありませんね。島本さんもそうですが、それぞれの関係はどういう関係ですか。各業者の中から選ばれた者として書いてあるだけで、従業員なのか、家族なのか、はたまた法人だったら取締役なのか、そのへんが明快ではありませんので、その点をお聞かせいただきたいと思います。業者の代表でない方がグループの代表になっている理由は何かということですね。

それから経費の負担率を見ますと水道料金が10%、44%、44%と一番利用度の少ない方が代表者になっている理由ですね。そのへんをおわかりでしたらお聞かせいただきたいと思います。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

まず、名簿の件なんですけども、お魚らんの山本さんのところは有限会社でございます。山本雅子さんが社長でありまして、山本和さんが旦那さんで専務となっております。島本水産さん、うおてつさんは個人であります。島本水産の稔実さんは息子さんです。あと、経費の件なんですけど、山本さんのところは、電気代はあれなんですけど、鮮魚、食堂と比べて水道代とかそんなんはほとんど使わないと思いますので、そういう経費は安いと思います。なっていると思います。以上でございます。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

そのへんもきちんと肩書きをですね、入れていただきたいと思います。有限会社だったら、このグループのほうに指導していただきたいと思います。法人なら法人のように明記していただく。山本雅子さんが代表取締役社長なら社長、山本和さんは専務取締役なら専務取締役と、法人の場合は特にですね、肩書きを明快にさせていただかないと、個人業者とそこが違うわけです。独立し

ているものですから。法人というのは。いかがでしょうそのへん。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

これから改めていきたいと思います。

議長

ほかに質問される方はございませんか。

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

先ほどからですね、高速道路の関係で契約期間がこうなったという説明が何回かされているのですが、もう少し詳しくわかる範囲でお願いしたいと思います。そして、以前の3社の契約は1年契約だったということだったんですけど、正確には一番近い1年間はいつからいつまでだったのでしょうか。2点お伺いします。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

高速道路の関係なんですけども、一応、19年度に土地の用地交渉にかかるということなんで、一応、3月31日とさせてもらっております。現在、協定書で結んでいる期間は平成18年4月1日から平成18年8月31日まででございます。以上でございます。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

1年間の契約とか聞いているんですけど、4月1日から8月31日まで、このことを見込んで今年は短くしていたということでしょうか。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

これは指定管理者制度のことがありまして、8月31日として、まずは協定を結んでおりました。以上でございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

ちょっと聞きたいのですが、附則なんですけど、本規約は平成18年9月1日から適用するという
ことになっているのですが、課長の説明では、議会議決をしていただいてからね、お魚らんど海
山グループということを言われたのですが、これ、今日はですね、お魚らんど海山グループと
いうのは実態していないということですか。本来なら、ここに出てくるまでにですね、お魚ら
んど海山グループというものをこういう規約でやって、附則でもうすでにできていますよとい
うことをやってですね、議会で議決をもらうのが筋だと思うのですが、そのへんいかがでしょうか。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

もしも議決がいただけなかったら、今までどおりの協定書で来年3月31日まで営業するという
ことですので、あくまでも指定管理者としてこのグループとして実行していくには9月1日に議
決をもらってから9月1日から、あくまでも9月1日からお魚らんど海山グループというのは発
足するものと思われま。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

あのですね、じゃあ、9月1日から発足するから、もう今のところでは架空のものに対して議
決しろということになるのかな。私の考えからすればね、やはり、こういう団体があって、団体
というものに対して規約もきちっとしたね、会社である。会社を設立されたものがある、それ
に対して指定するよと議決するのが本筋だと思うのですがね。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

まず、指定管理者になるには、申請書を出していただく時にお魚らんど海山グループというこ
とで7月21日に、それまでに話はしておったのですが、申請書が7月21日ということで、お
魚らんど海山グループという形を結成してもらって、申請書を出していただいております。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

申請ということはね、きちっとした規約があつて、こういうグループがあるんだよということがあつてからですね、町に申請するんじゃないんですか。ですから、この附則をですね、7月21日に行った、そういう会議を行つてこれを作つて了承したのであれば、例えば、7月21日、8月1日から摘要するよといつて、お魚らんど海山グループを立ち上げたうえで議会議決にもつてくるのが道理ではないかといつているわけです。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

私の解釈の違いがありました。どうも失礼しました。

議長

課長、このままだったら採れんね。議決できんのやけど。今の答弁では。

広瀬栄紀産業振興課長

あくまでも申請した段階で、7月21日でお魚らんどグループが結成されております。規約に関しての日にちが記載誤りでありますので、申し訳ございませんでした。

議長

課長、これは誤りなら戻すとか何か。

町長。

奥山始郎町長

大変申し訳ない。今、課長が申し上げたこの規約は誤りであるということは、取り消しさせていただきたいと思ひます。したがひまして、答弁のとおりこのグループは成立をしております。そして、この規約は9月1日から施行、実施するということでご理解を賜りたいと思ひます。

議長

尾上議員、よろしいですか。

8番 尾上壽一議員

それなら理解できます。

私としては、なぜこういう質問をしたのかといふと、規約もね、しっかりとしたものを立ち上げたうえでですね、町に申請するべきではないかといふことで質問させていただいたわけで、グループ自体は7月21日にできていると、私理解させていただきますのですが、そういったあやふ

やなですね、規約も何もないようなグループを本来なら町として指定することは適切ではないと
そのように思うので質問させていただきました。

議長

ほかに質問される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りします。

日程第6 議案第73号 紀北町地域産物展示販売施設の指定管理者の指定について、原案のと
おり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7

議長

次に日程第7 議案第74号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定についてを
議題といたします。

質疑を許します。

27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

27番。定款をご丁寧につけていただいているのですが、これによると資本金は授権資本なのか発行済みの株式数なのか明快じゃないですが、普通はそういう記述があるのですが、授権資本なのか、ここまでは増やしてもいいよという定款の定めるやり方を普通は株式会社やるんですね。これちょっとよくわからんのですが、出資済みの、発行済みの資本金と理解するとですね、資本金は3,000万円ですね。この会社は、600株で1株が金5万円ということですから、その後、増資しているのかしていないのか。当初の設立時点の株式から、出資者、株式名簿ですね、これ合いませんね。まるっきり。これ株数としては、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14株しかないです。ということは、70万円の資本金しか明示されていない。しかも、旧海山町、現在の紀北町、出資していませんね。ということはですよ、通称、私は第三セクターと聞いていたのですが、第三セクターは一定の株式数、つまり、町の監査委員が監査できる単位以上を普通はいうんですね。ただ、紀伊長島レク都市開発はあれは町が15%ですけれども、大体、県と合わすと40%になるわけで、それで第三セクターというんですけれどもね。第一セクターというのは釈迦に説法ですが、行政、第二セクター民間企業、1+2というか、入り混じったものが第三セクターというんですよ。これ町が出資していないじゃないですか。それがなぜ第三セクターなんですか。その根本的なことをお聞きしたいのと、今、株主が亡くなっている方が多いという、これは継承されて相続されているんでしょうけれども、最新のものがわからない。大株主はどなただとお聞きしたので、これだと全く足りませんね。出資金に。そのへんをまずお答えいただきたい。

それから、これは今年の7月25日付けの取締役会の議事録の法務局に出したやつの控えでしょうけれども、どっちが控えなのか、議事録でしょうけれども。2、4、6人、取締役があつてですね、監査役の名前もここにはわかりません。それから繰返しますが、第三セクターというわりには、町の関係、行政関係者名前を連ねていませんね。7月25日付けにもかかわらず。このへんの基本的なところをお答えいただきたいと思います。

議長

産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

株式の件なんですけれども、定款はですね、今度、申請していただくときにもらったものでありまして、中身は指摘されたとおりでございますけれども、町はあくまでもこれまで海山物産で調べた、僕が調べたところなんですけれども、議員さんが言われたように資本金が3,000万円、紀北

町が160株の800万円ということになっており、パーセントにいたしましたは、26.7%になっております。また、団体の方で会社関係なんですけども、団体の方で23件の361株、1,805万円。個人の方で84件、それから239株で1,195万円、合わせまして3,000万円となっております。

先ほど言われた基本的な内容の定期監査とか、そういうものはうちに総会の通知も来ませんのでわかっておりません。その都度、こちらから行って、昨年度の経理状況とかを聞いている状況でございます。以上でございます。

議長

町長、補足することがありましたら。

奥山始郎町長

今、課長が答弁いたしました概要は間違いありません。そして多分、3,000万円の資本金と私も聞いておりますし、それから今年の株主総会に私が塩谷さんと出席をいたしております。したがって、この書類を見てもみますとですね、議員がおっしゃったようなところの明細はちょっとわかりにくいと思います。しかしながら、今も時間が、すぐに資料提供は難しいけども、できるだけ早くご納得いただけるような資料を提供させていただきます。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

私の疑問に何も答えていないですよ。この株主名簿に最大は大体町なんですかね。26.7%、160株を持っている。なぜここに、株主名簿に出ていないの。これ1株のいわば破格の方ばかりですよ。これ出ているのは。大株主が何も出ていませんね。団体というのは漁協とか森林組合でしようけれども、それが名簿に出ていないというのが不思議ですね。361株団体が。23団体といわれたかな。町の倍持っているわけですね。そうすると53%くらい、過半数を所有しているんですね。その過半数を所有している各種団体が名簿に全く明記されていない。これね、町が26.7%というのは、町長も株式会社の社長をしてこられた方ですからご承知だと思いますが、25%を超えたら累積投票をできる、要求できる非常に大きな権限があるんですよ。ご存知でしょう。それは、25%を越えるということは、特別なポストなんです。株数なんですよ、これ。会社法で。最近、会社法が変わりましたから、現在はちょっと違うかもわからないけど、私の知る限りでは、大きな発言力を持っているんですよ。その大きな発言力を持っている町の代表者がなぜ取締役に入っていないのですか。これ取締役名簿にないじゃないですか。ないじゃないですか。塩谷龍生さん、尾崎光紀さん、植村恭行さん、植村鐵夫さん、家崎春季さん、植村馨一さん、これ、取締

役の選任の登記ですね。なぜ入っていないのですか。

それと、町長でも助役でも総務課長でもいいので、お答えできる方でいいですが、町の出資比率が20%を超える株式会社においては、町の監査委員が監査できますね。これは地方自治法の規定でご存知ですね。これまで町の監査委員は監査していますか。ちょっと確認したいと思います。なぜ、取締役に入っていないのか。なぜ最新のそういうものがわかるものが役場になのか。取締役名簿、監査役の名簿さえないのは、4分の1を超える大株主である町としては、無責任のそしりは免れませんよ、町長。知らないで済むことじゃないですよ。私、個人でね、26%を出資している会社やったらね、当然、取締役に多分、就任要請が来ますし、4分の1を超えていたら、大きな発言力ですよ。なぜですか。そんなにお任せしていいんですか。行政というのは。三セクじゃないじゃないですか。この実態では。第三セクターじゃないですか。取締役にも入らないというのは。明快に答えてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

今、提示いたしましたこの資料ですね。これは発起人と一部の引き受け株式数及び価格となっております。全体ではありません。ですから、先ほど申し上げたように、課長が言いました全株主について、資料を提示いたします。それは後日にさせていただきます。今、間に合いませんので。

それから、私も法律は詳しく存じ上げておりませんが、議員ご指摘の25%以上の株主は監査できるということについてですね、20%ですね。そのことについて、監査はしていないということはお認めいたします。今後、よく適切に対応してまいりたい。それから、町は取締役役員となっております。代表者。以上。

議長

収入役、今まで海山区に詳しいから何か答弁できることがあったら、答弁してください。

収入役。

川端清司収入役

先ほどのですね、定款のところですね、それぞれ町の名簿とか、それからまたそれぞれの株主の名前が羅列されていないところなんですけれども、ここに関しましては、この定款のですね、4ページの最後のところなんですけれども、第28条でですね、この右側のそれ以下に並べさせてもらっているすでに亡くなられた方も含めてなんですけれども、これは設立の発起人ということでこのような定款になっております。したがって、現在ですね、本来ですと、この定款その

ものがですね、新たな株主がですね、当然整備されたものを提出すべきだということにつきましては、このところは書類不備ということでお詫びさせていただきたいと思います。

それから、監査委員の件についてなんですけども、この資料の定款の最後、決算報告書の1つ前のページなんですけども、このところ、皆さんには付いていないのですが、私の手元の資料ではですね、監査役には現在、片原福男、それから同じく監査委員杉本征史さん、この2名の方が現在、監査委員として就任されております。その経緯なんですけども、その当時はですね、監査役として町から収入役がその監査を担当させてもらっておりました。しかし、今回ですね、このところ7月25日の総会のところにおいて、私の出席はどうなのかということ連絡させてもらったのですけれども、監査委員につきましては、こちらのほうですね民間の方で、片原福男氏は海山時代の前収入役なんですけども、その方が引き続いて海山物産の監査役として就任されるということ伺ったものですから、そういった経緯で現在、町のほうからですね、監査役としては誰も行っていないという状況でございます。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

町長ですね、町の代表者が取締役になっているとおっしゃいましたが、7月25日にこれは登記したものでしょう。法人の場合は取締役会の決議録を付けんらんですから、その多分、これは控え、副本だろうと思うのですが、これに奥山始郎ってないじゃないですか。この中で行政関係の人はいますか。少なくとも三役の中で、いないじゃないですか。今年の7月25日ですよ。合併し紀北町になってからじゃないですか。つまり、これはこの取締役会の決議録は嘘があるのですか。明快に教えてください。これは議場に配付されたものですよ。なぜ奥山始郎かそれは助役か収入役かもわかりませんが、町を代表すると言われたんやで、ないじゃないですか名前が。そんな違うものを配ったらあかんじゃないですか。これは法務局に出したものでしょう。違うんですか。議長、これは話になりませんよ。こんな偽物かなんだか知りませんが。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、ご指摘いただいた取締役かどうかは、私の記憶間違いで発言を取り消します。入っておりませんでした。

27番 北村博司議員

取締役じゃないの。

奥山始郎町長

そのとおりです。記憶間違い取り消します。

議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

質疑なしと認めます。

(「 議 長 」 と 呼 ぶ 者 あ り)

議長

谷節夫君。議事進行は何ですか。質疑。

31番 谷節夫議員

質問に切り替えます。質疑です。

今までいろいろと議論されてきている中で、やっぱり26.7%町が出資している中で、海山物産の実態というのを私は議員としてもっと詳しく知りたいわけなんです。そして、会社の登記というのは2年おきに登記をしなくてはいけないという法律があると思います。それによって登記をするときに、定款とかそういった規約について新しいものをこの議場に提出してくれるのが本来、その姿じゃないんでしょうか。そのへんはどうでしょうか。この定款が一番最初の定款であって、現在の定款を提出すべき、していただければこの議会もきちっと整理ができると思うのですが、そのへんはいかがでしょう。これは議会として大変な、この書類では不備ですから、何の質問もできないというのが現状であると思います。そのへんはいかがですか。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

先ほども北村議員さんの時にお答えさせていただいたんですけども、あくまでもこれは申請する時にですね、海山物産から定款としてうちはいただいております。定款を添付してくださいということで、定款としていただいております。以上でございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

質疑なしと認めます。

以上で質疑を打ち切り討論に入ります。

反対討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りします。

日程第7 議案第74号 紀北町「道の駅」海山交流ホールの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8

議長

次に、日程第8 議案第75号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りします。

日程第8 議案第75号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9

議長

次に、日程第9 議案第76号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りします。

日程第9 議案第76号 紀北町木材乾燥機場の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10 議案第77号

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

はい、北村博司君。

27番 北村博司議員

今、うっかりしていたのですが、前の75号の時に指定管理者の経営側の方が議場におられました。よろしいですか。除斥の対象にはなりません。ちょっとうっかり見過ごしたんですが。

議長

まあ通過。

27番 北村博司議員

念のために。これは事務局長。

議長

議会事務局長。

中野直文議会事務局長

森林組合おわせの組織の関係でございます。この組織の中に現在、議員であります方が理事となっております。理事ということになりますと、いろいろ会議規則上規制がございます。除斥の対象となるものでございます。

議長

議案第75号に対して、もう一度議決し直します。

事務局長。

中野直文議会事務局長

議案に対する議決関係でございますけれども、あくまでも議員のみの除斥となります。したが

いまして、今回、議案75号につきまして、先ほど表決が諮られたわけなんですけれども、やはり、そういうふうな疑義ある議決ということでございますので、再度、取り計らいをさせていただきたいと思えます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

ありがとうございます。

3番 東清剛君、5番 濱田耕輝君の退席をお願いします。

(3番 東清剛議員、5番 濱田耕輝議員：退場)

議長

申し訳ありませんでした。再度、議案第75号の議決をいたします。

日程第8 議案第75号 紀北町林業総合センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お二人の入場を求めます。

(3番 東清剛議員、5番 濱田耕輝議員：入場)

日程第10

議長

次に日程第10 議案第77号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を許します。

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

議案説明の中でですね、昨年の災害復旧の工事のため紀北県民局との話し合いがあったとのことですが、今回のろ過装置について県とのその補償とか因果関係とかのことをどのように具体的に話し合っておられるのかの説明をお願いしたいことと、給水車3車で2月から現在50回給水してるってことですが、現在もそれが続いているのかどうか、工事は終わっているんですけれども。そして十須の方の何世帯の何人ぐら

いの方に影響が及んでいるのかお聞きいたします。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

質問の第1点目ですけれども、災害復旧工事による濁りということで、思われると、先ほど説明をさせていただきました。そういうことですね、今、県と今までの濁りに対しての補償については、ただいま協議中であり、交渉中であり、今後ですね、此ヶ野橋架替工事が浄水場とひっついておりますので濁ることが確実に予想されますものですから、これらについては補償の対象としてなるのですが、その補償の対象についてはですね、ただいま県のほうが橋の設計書ができました。12月発注するにあたりまして設計書ができましたものですから、その設計書を町のほうにいただきまして、町のほうがそれをどれだけの濁りが出るだろうとか、あるいは期間がどれくらいあるかということについて、町のほうがコンサルタントにその設計書の中から予想をしてですね、それに基づいて補償費を出して、それで県と再び交渉すると。特にこの橋の部分についての基礎工事については濁りが予想されますので、そのような形で補償額を算出いたします。

それからですね、2点目の補水の状況でございますけれども、50回補給の活動を行いました。今の状況でございますけれども、6月21日から大雨等がなかったこともあります。また、工事がですね、工事の堤防の下部工、要するに基礎工事が終わったことあるのしょうけれども、6月21日から現在まで48日間、通水を行っておりません、給水補給を行っておりません。本日も行っておりませんが、一応、態勢だけは引いておるといことでございます。それから対象戸数ですが、対象戸数は101戸、人口が233名ということでしております。以上でございます。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

協議中って、橋に関してはこれからということですが、その見通しですね、もう少し詳しく、ただの協議中と言われてもそれが実現するのかどうか、どれだけの補償金額が得られるのかどうか、確実なことはちょっとこの場ではわからないかも知れないのですけれども、水道課としてこれくらいは予想しているというところをお聞かせ願いたいと思います。そしてこのろ過装置ですね、完全に今回の工事を行うことで安全安心の水が保障されるのかどうか。これは全国的にこういう、そういう時にはこのような工事が行われるのが普通なのかどうか、その安全安心の水を確保するといううえでの保障の予想なんですけれども、そこらへんのところも詳しくお願いいたします。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

それでは答弁させていただきます。補償の件ですけれども、補償額につきましては、先ほど述べさせていただきましたように、これから橋の設計書の内容に基づいて町のほうで算出いたします。コンサルタントにかけて算出いたしますので、県との交渉は続けておりますけれども、まだ額についての具体的な金額等については出ておりませんのでご了解をお願いいたします。これからも県と度々交渉してまいります。

それともう1点ですね、このろ過装置で濁度、色度がとれるのかということなんですけれども、私どもは業者のほうに6月の11日の濁った水をですね、試験をしていただきました。その結果、水道法に基づく水質基準内に落ちるとということが判明いたしましたので、ろ過装置を決定させてもらった経緯がございます。一応、試験内容はですね、結果もいただいておりますけれども、一応、試験結果は水道水の基準値内に入っておるということでございます。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

3回目ですが、橋のことに関してはこれからですが、もうすでにいただいた資料では、はじめの堤防のところですね、6月30日完成、9月29日完成予定のところの補償については、具体的な話が出てきているんじゃないかなと思うのですけれども、その点をもう一度お伺いいたします。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

ただいまの質問にお答えいたしますが、現実には此ヶ野工区右岸その24、その27につきましては、もう24については完成し、27については間もなく完成ということで、この件についてのこの工事についての濁りについての補償はということなんですけれども、これについてのですね、工事による濁りであるということも確定していない。まあこれはこの工事によって濁ったのであろうということが予測されるわけですが、川が増水ということが第一の原因ですもんですから、県との交渉は続けておるんですけれども、県となかなかまだ折り合いがつかないのが現状でございます。

議長

ほかに。平野隆久君。

7番 平野隆久議員

7番 平野。3点ほどお聞きしたいのですが、この水の災害等によって予想されてろ過機をつけるということなんですけども、このろ過機をつけて水の汚れがなくなったと。またあとその後、自然解消された場合はこのろ過機はこのままずっと運営していくということで理解していいのですか。維持管理等が今ある程度出ていましたら、その維持管理費等について教えていただきたいと思います。

また、このろ過機の機械の入札なんですけども、指名入札か一般競争入札か。指名競争入札でしたら何社ぐらい予定されているのかということと、あと、このろ過機を着工した場合、その完成までにどのくらいの期間が予想されているのか、この3点についてお答えいただきたい。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

ろ過機を設置したあとに濁らなくなった。井戸が濁らなくなった場合にろ過機をどうするのかということだと思いますけれども、まずはこの施設に濁った時には、先ほどの急速ろ過設備のですねフローの中でも説明させていただいたのですが、薬注設備から混和槽にPACなりアルカリ剤なりが入っていく、そしてまたろ過をはじめるわけなんですけれども、そういうことが必要なくなった場合にはですね、この装置は一端通らなくしてですね、現在のような形でもいける、要するに水が給水できるようにしたいというふうに考えております。そして濁った時にはこの施設を使うんですよということなんですけども、実はろ過機というのは毎日ある程度の時間回さないとですね、ろ過機の機能が停滞あるいは衰退しますものですから、1日のうちに1時間ないしはこれを試験的にでも回さなくてはならないというものでございます。維持管理費につきましてはろ過機によるのですが100万円少しの維持管理費の予想が出ております。電気代が中心ですけれども、あと薬品代でございます。電気代が約70万円と薬品代が30万円ぐらいというランニングコストが出ております。

それから入札関係につきましては、これは建設課のほうに委任をしておりますので、建設課長のほうでもよろしいかと思いますが、もう1点、完成なんですけれども、これは12月の橋の工事にかかるまでということで急いでおるわけなんですけども、約2ヵ月からもう少しかかると。発注からですね2ヵ月少しかかるというふうに踏んでおります。従いまして11月末には完成したいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

指名競争の何名かというご質問でございますけども、指名審査会を開きましてですね、今後決めていく

ことですので、まだ決まっていけません。以上です。

議長

ほかに質問される方。

谷節夫君。

31番 谷節夫議員

この既設の取水井戸を2ヵ所掘ったら、その6mのところで行き詰まって変えることができなかつたと。そしてこの今課長の説明では地下の濁りではなくて、水が増水した時に濁ると言われたのですが、その増水というのは今まで住民も度々この水道施設を作るまでに非常に町に対して期待してですね、安全な水を飲みたいというご意見がよく出てたわけなんですよね。そしてやっとこの簡易水道が完成して綺麗な水が飲めるなど安心したところが、今度の大水の被害でまた濁ったということで、大変その水に関しては苦労している。それからまたあの上には養鶏場のあれがありまして、その水の質がですね非常にこう心配事もあったのですが、このあの既設の取水井戸を高くするとその増水になってもその井戸に水が入り込まないというのは、そういうことはもう不可能だったのですか。その辺はいかがですか。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

お答えいたします。実はですね1月に濁った時からですね、井戸への濁り水が入らないように対策を講じてきたわけですが。特にスクリーンという施設が井戸にはあるんですけども、それから濁り水が入らないようにスクリーンを閉じるなりしたんですけども、結果的に止められることができなかつたと。結局、濁り水が井戸の中に入ってしまったということで、一応、努力はさせていただきました。以上でございます。

議長

谷節夫君。

31番 谷節夫議員

それからもう1点、そのろ過する時にですね、使う薬品なんですけど、これは基準通りのことをきちっとやってのうえで、こうした基準に沿ったことをやってるんですけども、そのへんは安心して飲める水ということで考えていいんですね。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

今、注薬ですね。例えば、PACとかアルカリ剤を混ぜるということも説明させていただきましたが、これも水道施設技術基準、厚生労働省のほうなんですけども、出ている安全基準の10分の1以下で対応いたしますもんですから、安全であり、また長期にわたって飲んだとしても安全のものということで確認しております。

議長

ほかに質問される方。

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

今、村島課長のお話聞かせていただいたのですけども、18年1月から度々濁るということで確認された。それで災害が起きたのが16年9月29日ですよ。皆さんの質疑の中でですね、工事とは確定していない。川の増水によるものと言われていたのですが、水害からはですね、結局18年1月の苦情が来るまで濁るということはですね、なかったわけですよ、極端に言えば。そうするとですね、明らかにこれは県の工事によるものだという確信しか持てないのですよ、私は今の説明聞いていると。ですからですね、これまでのことは50回通ったことに対する経費とかそういった補償だと思っておりますけども、今後、我々の紀北町がですね1億弱のものをかけてね、やらなければいけないということは大変大きな損失です。これもみな企業債、借金でやるわけです。ですからね、この県に対しての、今算出すると言われたのですけども、質疑とはちょっと外れるかわからん、意見になるかもわからんですけどね、この点の交渉に対するですね、意思をですね、はっきりとちょっと明確にしていきたい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のおっしゃることはごもっともだと思います。今後の交渉については県のほうもそのことについてもご理解を示していると私は受け止めておりますので、今後、おっしゃるとおりの趣旨も尊重しながら交渉していきたい。そのように考えます。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

町長が議場でですね、そのように言っていた。そしてこの1億弱がほとんど持ち出しでやること。大変住民のためですから私は賛成するつもりなんですけど、しかしですね、これがですね腰の弱いですね、交渉だけはしてほしくないと思う。ですから逆に言えば補償金が入ったときの議決事項で収入に入った時

ですね、あまりにも低かったらですね、議決したくない。そういう気持ちになりますので、是非ともですね、しっかりと。原因が明らかですよ、私たちの紀北町の町民から見れば、県工事なんですよ。ですからそこら辺はですね、もうしっかりと腰の強い交渉を行っていただきたい。以上です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

質疑なしと認めます。

これより質疑を終了し、討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

議長

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りします。

日程第10 議案第77号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長

以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了しました。

会議を閉じます。

本日は、このあと午後1時から別館3階会議室にて全員協議会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

それではこれにて、平成18年第2回紀北町議会臨時会を閉じます。

どうもご苦労さんでした。

(午前 11時 40分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

\$ + , *

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 濱田耕輝

紀北町議会議員 井土清二